

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金） 午前 1 1 時 0 5 分～午後 零 時 1 2 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 助川 忠弘 副議長 佐藤 浩 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 松本 寛道 山田 一一 渡邊 晋宏 渡部 和子
委 員 外 出 席 者	（傍聴） 伊藤 誠 内田 博紀 上橋しほと 末永 康文 北村 和之 永山 智仁 林 紗絵子 若狭 朋広 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午前 11 時 5 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より御挨拶がございます。

○議長 皆様、おはようございます。またお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、以前の議運でも議題といたしました政務活動費の見直しについて御協議いただきたと考えております。皆様お忙しいところかと思えますけれども、活発な御協議をお願いしたく、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、政務活動費についてを議題といたします。

事務局にこれまでの政務活動費の経緯及び考え方等について整理をしてもらいましたので、まず事務局より説明を願います。

○庶務課長 資料1でございます。まず、(1)の申入れについてでございますが、既に皆さん御存じのとおり、当時の市民サイド・ネットさん、日本共産党さん、無所属議員さん、柏エナジーさんからの政務活動に関する申入れについては、会派所属議員と無所属議員の差をなくすことと政務活動費の額そのものを上げることの2点に大きく分けられております。

次に、(2)の柏市議会の政務活動費の経緯及び考え方についてでございますが、まず平成12年の地方自治法の改正により政務調査が会派と議員に認められました。その結果、アに記載のとおり政務活動費として会派所属議員が8万円、無所属議員が5万円交付されることとなりました。会派分の政務調査と議員分の政務調査はその性質が異なるものであり、無所属議員については会派としての政務活動は行えないので、会派分は支払われません。柏市議会は、会派活動を基本とする方針を取っているため、会派が行う政務活動費の費用を3万円にいたしました。

次に、イに記載のとおり平成21年度から会派分を1万円から8万円のうちで選択できる現在の形に変更されました。考え方としては、調査研究活動の態様が多様化していることから、実情にそぐわない場合もあり、この方法になったものでございます。ただし、会派活動を基本とする方針を取っているため会派の政務活動をなくすことはせず、最低金額を1万円としたものでございます。以上でございます。

○委員長 柏市の政務活動費の現状は、今説明のとおりです。あわせて、今回臨時の議会運営委員会を開催するに当たりまして、私のほうで申入れを提出していない3会派、柏清風さん、公明党さん、みらい民主かしわさんに事前に意見を伺いました。その結果が資料の一番下に載っているところです。柏清風さんからは会派分を認めることが望ましい、公明党さんからも同じ意見、みらい民主かしわさんとしては差をなくすことに賛成だというような意見が確認をできました。この結果、なかなか簡単に意見が一致するような感じはないんですけれども、この件につきまして

各会派の皆さん、現在どのようにこの件についてお考えなのかそれぞれ伺った上で今後の進め方をちょっと検討していきたいと思っておりますので、こういう要望、こういう意見になった、それぞれの会派の意見を少し教えていただきたいと思いますと思いますが、清風さん、お願いします。

○後藤　こちらに書いてあるとおり、会派分を認めることが望ましいで全会一致しています。会派の活動、コロナ期間中いろいろ制限ありましたが、活発に行っているつもりです。ですから、きちっと会派分認めていただきたいと思います。以上です。

○委員長　公明党さん、お願いします。

○小松　柏清風さんと同じように、会派の分を認めていただきたい。今言ったコロナ禍で随分視察等もできなかったりもしましたが、コロナ禍が明けまして、会派での視察も行われることができるようになっていくという状況もありますので、その分は認めていただきたいと思っております。以上です。

○委員長　日本共産党さん。

○渡部　私どもは、この間何度もこの場で言っていますけども、やはり議員平等の原則に立つべきだというふうに思います。他市の状況も改めて見たときに柏がやっぱりちょっと他市と異質、違うわけですね。1人であっても一人会派として認めているという方式を取っているのが多くの自治体だなと思って、議員ってもちろん会派での活動をやることもあるでしょう。だけど、個人として、一人の議員として市民の負託を受けて議員になって活動しているわけで、そこに政務活動費の差をつけるということそのものが私は非常に議員平等の原則から反することだと思います。一人議員、一人会派であっても同じように政務活動費を使って、活発に活動をやってもら、そのことが市民の利益にもかなうことだし、今私は本当に時代にそぐわないというふうに思っています。他市の状況を見たときも、やはり議員それぞれに活動してもらおうという意味で一人会派として認めて、そこに政務活動費の差をなくしているというのがほかの中核市なんかの状況でもあるというふうに思います。ですから、本当に平等の原則に立って、活発にやってもら、そのことが市民にとってもいいということが、私どもはそこを強調したいなというふうに思います。やっぱりここは無所属議員が非常に増えるときもあるわけですね。そうしたときに無所属議員の声も私は聞いて進めるべきだなと思うし、ぜひここでやはり議会としても決断をして、平等に支給するというふうな立場に立つべきだと思います。そうしないと、やはり市民からも、市民は納得しないというふうに私は思います。以上です。

○委員長　みらい民主かしわさん、いかがでしょう。

○岡田　私どもは、ここに書いてありますように、会派所属と無所属議員との差をなくすことには全員で一致しています。今のところそこまでです。

○委員長　市民サイドさん。

○松本　長年申し上げておりますが、会派所属議員と無所属議員の差をなくすべきことを主張します。

○委員長 今いろいろ御意見伺いましたが、議員平等の原則というような言葉もございましたけども、清風さん、公明党さん、ここら辺はいかが考えておられますでしょうか。

○山田 今御意見ありましたように、議員一人一人のいわゆる権利というか、活動に関しては十分それは議員の活動については尊重し、運営されているんですけども、事この政務活動費のことに関してはこれ12年の改正以前、いろいろ先輩議員たちもいますけども、過去の状態は議員活動に関して非常に活動費をやっぱり認めてあげましょうということで、その経過があります。それから、特にその分だんだん、だんだん、今は中核市になっていますけれども、議会の議員の活動というのはそれぞれ他市に比較して十分すばらしい活動をされていることに関して活動費が足りないよと、そういうことにだんだん経過でなってきた、大事な税金をいただくということに関してはやっぱりそれなりのしっかりした根拠があって、活動費も担保していくということになって、それからあとは議会会派の割当てでも十分認めていいんじゃないかと、認めて当然しかるべきだという経過で政務活動費、今ずっと決まってきましたけれども、ただその内訳は今、それだったら時代に一人一人の議員活動がそぐわない、そういう意見がありましたけれども、活動費をいただいていく、認めていただくことには十分その間プロセスで根拠があった上で積み重ねて、今の状態になってきているわけですので、それで今の時代では、これは国政と地方自治権は違うけれども、これは個人的な私の考え方ですけども、政務活動費はいろんなことがあるから要らないとか使わないとか、そういう事態になるとここまで加味されてきちゃっているんで、この活動費の割当てというのは真剣に本当に、ただただいただくということだけじゃなくて、やっぱりしっかりした活動の根拠も調べた上で決めていかなきゃならないんじゃないかと私は思っておりまして、その中では、長々なりますけれども、今の積み重ねてきたそういうプロセスの中での割合で個人分と会派費分、こういうことのすみ分けは、これは担保されてもいいんじゃないかと、こういうふうに思っているわけです。

○委員長 後藤委員、ちょっとまとめていただけませんか。議員の平等じゃないんじゃないかという意見がいろいろ出ていますので、そこら辺の意見は何かございせんか。

○後藤 先ほどもお話ししましたが、会派の活動もしっかりと認めていただきたい、それだけですね。個人と会派の案分が5と3になっているのかな。だから、この案分を少し弾力を持たせるとかというのはありかもしれませんが、基本的に会派分をゼロにするとか、無所属の人と一緒にしてしまうというのは会派の活動をしばらくしてしまうことにつながると思うので、現状のままお願いしたいと思います。

○委員長 公明党さん、この点いかがですか。

○小松 今後藤委員からおっしゃったように、会派の分は残していただきたいということです。案分等については、今後考える必要性は、検討する必要性はあるのかもしれませんが、会派の分としては認めていただきたいと。以上です。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 中核市の他の現状を見たときにやはり柏市がほかとかなり違う。じゃ、それが柏市が会派の活動を活発にしているから、ほかはどうであれ柏のやり方のほうが何か優れているとか、そういうことでは恐らくないだろうと思います。他の市もいろんな経過があって、現状のような状況になったんじゃないかなと思います。だから、会派を認めないわけじゃなくて、一人でもそれを会派として認めるというところが私は大事じゃないかというふうに思うんですね。例えばニュースを発行したい。柏市内、例えば10万件にニュースを発行したい。一人の人だって、会派の人だって同じようにニュースを発行したいってなったときに会派は人数が多いから、費用的にはゆとりを持って発行できるかもしれない。だけど、一人の人がニュースを発行しようと思ったら、それは金銭的にも非常に大変なわけですね。だけど、自分も全有権者を対象にニュースを発行したい。どうしたってそこには一人でやっているということの制限はあったにしても、1人の無所属議員が月額5万円ということのこの差というのは、これは私はあまりにもちょっと差があり過ぎるんじゃないかなというふうに思います。だから、会派でいいわけですよ。だけど、1人でもそれは会派としての活動をやるというふうに会派として認めるということで、中核市なんかそんなふうに出しているわけですから、そこはぜひ認めていただきたいなというふうに思います。人数が多ければ、それだけ政務活動費そのものがたくさんになるわけですから、ニュースを出すのにもそれは有利になります。それは、会派をやっている有利性なのかもしれない。そういうところで、人数多ければそれだけ、どちらにしろ金額には大きく開きが出てくるわけですから、そこで無所属議員は会派を組んでいないんだから我慢しろとか、そういうことはないと思います。柏市以外の中核市が何でそういうふうに一人会派も認めて、1人の議員と会派を組んでいる議員とに差をつけなくなったかということに関してどういうふうな意見をお持ちかということをもしろ私聞きたいと思うんですよ。今それが流れになっていると思うんです。そのことについて例えば何の疑問も持たずに、柏市はやはりこういうふうに差をつけて当然なんだというふうに清風さんと公明党さんはお考えなのかどうか。他市の中核市の状況についての御意見も、できましたらぜひ伺わせていただきたいというふうに思います。

○委員長 山田委員、どうぞ。

○山田 我慢しろとか、そういうことを言っているのではなくて、政務活動費をいかにということをやっぱりしっかりしたプロセスを踏まえた上で、これは税金をいただくわけですから、その辺をしっかり議論したいなということで私申し上げているわけです。ですから、今度は時代にそぐわないから一人会派は全部認めろと、こういうような議論もしっかりしなきゃならないし、それからあとここに一応申し送り事項で活動費額そのものを上げることとか、いろいろこういうことも、今足りないよと、そういう提案もなされているわけですから、そのことについてしっかりした御意見、みんなで共通理解できるようなことをいただきたいなと、そういう趣旨

で申し上げていることです。（「他の中核市への意見とかはない。他の中核市の状況が柏市と全然違うということに関しては御意見はありませんかということですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 事務局、何か調べている状況ありますか。他の中核市とか近隣市とか。

○庶務課長 他の中核市につきましては、松江市が柏と同じような形を取ってございます。あと、中核市ではございませんが、政令指定都市でいいますと大阪市、福岡市、さいたま市、京都市がそれぞれ9万円と14万円と9万5,000円、あと14万円と差をつけてございます。当初……（「ほかもつけていないということなんですよ、要するに。圧倒的に差をつけていない市のほうが多いということですよ。だから、それをどう感じますかということ。中核市で。御意見なければいいです。柏市内の方がいいんだと言うんだったら別ですけど、独り言です。」と呼ぶ者あり）（「ちょっと待ってください。独り言じゃなくていいと思う」と呼ぶ者あり）（「じゃ、意見言ってください」と呼ぶ者あり）

○委員長 先ほどから一人会派というような話が出ましたけども、これを話しするとまた話が別になってくるので、ちょっとここでは非常にこの話は厳しいかなとは思っています。ただし、一人会派に関する政務活動費については、何かの解釈があるみたいなので、そこは事務局にちょっと説明させます。

○庶務課長 政務調査費ができたときに旧自治省の行政課理事官による自治法上の解釈というのが来ておりまして、政務活動費を会派に交付する場合には自治法上議会における会派に対して交付することができるとされていることから、当該団体の議会運営において会派としての取扱いがなされていないにもかかわらず政務活動の交付においてのみ会派扱いをすることは認められないと解されていますというものが出ております。以上です。

○委員長 これで何か、どこでしたか、近隣にどこかに交付議員という名前を使って、要は一人会派という名前では渡せないで、交付議員という名前で同じ額を渡しているというようなデータも見つきましたので、そこら辺いろいろ苦労されているところもあるかなというふうなことはちょっと調べた中で見えてきております。どうぞ。

○渡部 つまり政務活動費を支給するに当たっては、無所属の一人議員も会派と同じ扱いにするというふうに掲載されているんじゃないかと思います。それぞれもちろん苦労とかいろいろあるのかなと思いますけれども、それぞれの条例を私も見ましたけれども、要するに無所属議員と会派に所属している議員との間に差をつけないということではいろんな苦労をして、条例の中で言い方を変えながらそこは同じく支給しているというのが中核市の、今松江市が違うって言ったんで、あれとちょっと思いましたけども、そこは私も今手元にないから自信ないけど、それ以外の中核市は無所属議員であれ会派に所属する議員であれ、平等に政務活動費を支給しているということなんですよ。だから、特別なんです、柏市のやり方が。だから、そこはやっぱり議員平等の原則に立って、政務活動費を支給するに当たっての条例上の

書き方はいろいろ違いがあっても、一人会派として認めたとか、1人であっても会派と同じように認めて、同じく政務活動費は支給するというふうな、ちょっと書き方はいろいろにしても、他の中核市はまず九十ウン%同じく支給しているというのが現状だと思います。だから、同じく活動するわけですから、そこは平等にするというのが私は当然だと思います。

○委員長 会派として活動していることというのは、ちょっと何か説明していただけますか。

○後藤 先ほど申し上げたように、コロナ禍においてかなり活動が縮小したのは事実です。やっとコロナも落ち着いてきて、少しずつ活動も前に戻ってきています。その中でうちでいうと年に3回ぐらい講師の先生呼んで勉強会を開いたり、あとは柏市のテーマに沿った視察を企画したり、それは様々会派の活動というのは展開しているつもりです。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 活動するには、やはりお金って必要なんですね。だから、今恐らく清風さんは人数が多いから、政務活動費も多い。だから、仮に、先生の講師料が幾つか分かりますけれども、10万円かかったとする。だけど、それを無所属の議員が、じゃそういう講師の先生を呼んで活動しようと思ったときに、政務活動費が少ない中でやるのは困難だけど、人数が多ければそれだけ講師の先生も呼びやすいわけですよ。そういう意味では、会派を組んだほうが確かに活動はやりやすいけれども、それはだから清風が活発に会派としての活動をやっているんだということと何かちょっとずれているような私気はしました。人数が少なくても1人でもやっぱりどこも私は活発に活動やっているといます。人数が多ければ、それだけ講師の人を呼びやすくなる。だから、その活動はしやすくなるということは非常によく分かりました。

○後藤 よく分かんないですけど、個人として政務活動を認められる、それは地域の問題であるとか政策の問題というのは会派の中にいたってそれぞれ違いますから、おのおの。しかしながら、会派として考え方の共通項をつくるに当たって、会派の活動というのはやっぱり必要なものだというふうに我々考えていまして、そのために、差があるって言いますが、それは会派として、議員としてという意味での差だというふうに分かっていたきたいなと思いますけども。

○委員長 みらい民主かしわさん、どうぞ。

○岡田 ちょっと議論、やり取りの中で、やっぱりこれ根本的に一人会派を認めるものなのかどうかというところをしっかりと議論して、そこから始めないとならないんじゃないかなと私は思っています。なので、議運の中で一人会派を認めるかどうかというところを先にしっかりと議論して行って、そこで政務活動費について、一人会派を認めるということであればまたこれ話、議論変わってくるわけなので、そのところをしっかりとやったほうがいいのではないかと思います。

○委員長 今の件ですけども、これまでの流れ、過去の経緯を見ると、なかなかこ

れ一致する方向にはならないというふうに私は思っていて、したがってこの一人会派の件はこの話題からは外してやったほうがうまくいくんじゃないかというふうに思っていますので、ちょっと一人会派の、恐らくですが、こっち側の人は多分賛成しないので、そうするとそれを議題にしてもなかなか先に進まない、結局物別れになってしまうので、政務活動費だけでもせめて今の差がなくなるような、ないに近ような、譲れるようなお互いの意見が何かないかなと思って今聞かせていただいています、今日ここで決まるとは思いませんけれども、皆さんから今伺った中で公明党さんからも弾力を持ってやってもいいんじゃないかとかいうこともありましたし、個人としての活動は会派の中もやって、会派でもやっている、要は個人は同じにすればいいんじゃないかとか、いろんなそんな意見も今伺いましたので、もう一つ問題になっていました額全体を上げるという件につきましてはちょっと予算も絡んできますので、恐らく今年度中の結論というのは非常に厳しいというふうに思っています。したがって、額を上げることについては、ちょっと調べさせましたところ、第三者の意見を聞かなければいけない、聞いたほうが良いというような解釈のようですので、これは今からやって、来年度予算に盛り込もうというのは非常に厳しいというふうに感じておりますので、まず最初に差をなくすという要望に対してなるべく早くこの結論を委員長としては出していきたい。したがって、先ほど一人会派の件がございましたけれども、これについては今ここで取り上げるとまた長くなってしまいますので、ちょっとこれは別の話として検討していきたいなと思っています。したがって、まずは額全体を上げる件につきましては今年中というか、今年度中には厳しいかなと思いますので、これは来年の夏ぐらいをめどにちょっと考えるということで、これは皆さんよろしいでしょうか。（「委員長」と呼ぶ者あり）どうぞ。

いいですか、委員外発言。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 ありがとうございます。政務活動費の額についてですが、今委員長のほうから第三者機関の意見も聴取する必要があるということだったんですが、これは何か立ち上げる機関なののでしょうか、それとも報酬等審議会に諮るということなんでしょうか。

○委員長 事務局、お願いします。

○庶務課長 こちらにつきましては、報酬等審議会では諮れないということですので、平成13年に政務調査費を立ち上げたときも議長の私的諮問機関として立ち上げてございます。以上でございます。

○委員長 内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 それと、先ほど議論のところに戻ってしまいますけれども、会派所属議員と会派所属外無所属議員との話がございましたけれども、会派に所属していない無所属議員でも会派と同等の活動している場合も当然あるわけですし、

じゃ会派所属している議員が会派所属を抜けて無所属になったからといって活動量が変わるわけではございません。逆に既存の活動をしていた無所属議員が会派に所属、もしくは構成をした場合においても活動量が変わらないという可能性もあります。そういう意味では、会派所属、無所属にかかわらず、今後協議をいただく際には政務活動費についてはやはり議員平等の原則に基づきまして統一していただきたいことを申し述べるとともに、今議題となっています額につきましても来年というふうになっていますけども、できるだけこれは早くしていくべきですし、やっぱり物価が高騰しているという現状にもございますので、より私たちが市民のために仕事ができる、調査活動ができるためには私ども無所属議員が要望書に提示している額も検討材料としていただきたいと思いますことを申し述べます。以上でございます。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長　どうぞ。末永議員、どうぞ。

○末永康文委員外議員　今日議運の資料もらいましたけども、申出については申出の文書を添付していただきたいんです、きちんと。そうしなきゃ分からないでしょう、どういうこと書いているのかというのが。添付をしていただかなければいけないというのが1つ。

それから、経過をいろいろ書いていますね。これ間違いです、物すごく。政務調査費は、平成13年度につくりました。当時は、柏の議会も会派ばかりだったんです、会派。無所属はいないんですよ。無所属は平成24年、23年かな、24年の選挙のときに無所属議員が、内田君が初めてです。その前市長選出た村田君と古川君が一時ありましたけども、その当時はどういうことしたかということ、共同研究をすることができるといことで、その方がどこかの会派の人と共同研究の場合はお金が平等に出ていたんです、平等にね。そういう共同研究ができるというふうにしていた。それは、廃止になったんです、そのうちに。そして、これは地方自治法に基づいてやられているんですよ。100条の14項から16項、議会が平等にするというのは当たり前のことでしょう、議員全員に平等にするということは。だから、そのことをまず基本に、委員長も言っていますけど、平等にすることが大切であって、地方自治法100条では会派または議員に政務調査費を交付することができるってなっているんですよ。会派または議員なんですよ。だから、そこを議員にすればいいわけです。それで、なぜ柏市以外ほとんどが中核市は変えたかということ、平成24年にまたこの地方自治法が改正になったんですよ。皆さん、知っていますか。改正になった。この中で政務調査費を、今までは政務調査費だけだったんですよ。それは、それだけじゃ使えないし、駄目だと。平等でもないし、会派優先になっているから、平成24年に政務調査費が政務調査費及びその他の活動費ということで改められたんです。そのときに中核市は一斉に一人議員にも一人会派を認めるとか、あるいはこれは議会予算じゃないですから、これは当然補助金ですから、そういう意味で全部全員に平等に出すと。これ地方自治法の中でも議員は権利、義務は平等って書いてあるんです、地方自治法の中にも。それに基づいてやっているんであって、そういうことを認識

しないで、会派は一生懸命何か会議やっているから、勉強会やっているから、それで会派だけだって、そういう問題じゃないんですよ。議員は皆平等であるということが基本。だから、議員は会派に属する場合は会派費を取ってもいいですよ、議員は議員で取ってもいいですよってなっているんですよ。それを、私が要求書出したのは、委員長から各派要求書を出してくださいって前々回の議運で言いましたよね。それまでは出さなかったわけです、議会では。分かっていますか、あなた方、皆さん。毎回議会が始まって、選挙終わったら、去年に要望書出したら同じ案件は出さないという申合せ事項になっているでしょう。だから、出せなかったんです、我々は。それエナジーさんも出したというけど、私は後で見たけど、出せなかった。たまたま委員長さんが各派の要求を出してくださいって、要望出してくださいって言ったから、それで私は出したんです。そして、エナジーさんも出しましたよね。みんなが言っていることは、36人のうち半分近くが平等にすべきだと言っているんです、それは。言っていないのは柏清風と公明党さんだけ。だけど、公明党さんの中の一部にも一緒にいいんだよという人もいます。柏清風の中にもいます。だから、これはやっぱり議員の権利として全員が平等にあるべきだというのが基本です。そこで、今年度の政務調査費の予算は、4月に、去年の段階で4月1日に執行されていますよね。だから、私は要望書の中に4月1日に遡って出せと。4月1日に出せということが対象者4人だけですよ。北村さんと上橋さんと渡辺さんと内田さん、この4人だけが対象だけど、私は今年の4月1日に遡って出せと。これ予算は取っているんですからね。だから、それは平等にしてちゃんと出すべきだと。こういうことをきちっと皆さんちゃんと地方自治法を勉強して、地方自治法の中にどう書いてあるかということも全部調べた上でこの会議に入って、そして議員は皆権利も義務も平等であると言われているように、それは地方自治法に基づいて私は平等であるべきだと思うんですよ。これは、平成21……何年ですか。先ほど言った資料の中では、平成13年はそうじゃなかった。その当時は、みんな会派だったんですよ。みんな会派。会派だけだったんです。もう一回言いますよ。平成23年か24年頃に初めて無所属といって政務調査費が取れない、差をつけた。一人会派の人は、5万円です。ずっときていたんですよ。それまでは、共同研究があったんですから。だから、そういうことをきちっと庶務課は、議事課はちゃんと調べて、調査して、そしてちゃんとしてこの要請文については全部添付して、そして議員にも全部配られるぐらいにして議論をすべきだと思う。一人一人の議員のそれは権利ですから、このあれは、待遇は。だから、そういうことをちゃんと議会事務局がしないで、意識的に、恣意的にこの資料作っています、これ、こんなの。こういうことをすべきじゃないですよ。だから、分からない人が議論しているでしょう。それは、駄目でしょう、そんなのは。以上です。

○委員長　ちょっと待ってください。

庶務課、お願いします。

○庶務課長　末永議員さんおっしゃったように、政務調査費が始まる前までは市政

調査研究費として議員さんというのか、基本はそこも3人以上の会派ということで会派限定で交付しております。ただし、先ほど末永議員さんがおっしゃったように、共同研究を行うという前提で無所属の議員さんにも払っているという形になります。以上です。

○委員長　どうぞ。

○末永康文委員外議員　だったら、そういうことを最初から言って、出せばいいでしょう、資料。あなた出していないじゃないですか。そういう不誠実な資料出して、しかもごまかしの資料出しているじゃないですか、これ。各会派出したやつ全部出せばいいでしょう。そういうことをしないで、全く差別的なことをやっていて、まかり通るというのはいけないでしょうって言うているんですよ。だから、私は4月1日に遡って出せと言っているんです。私がもらうからじゃないんですよ。私はもらえないんだから。だけど、平等でしょうと。私は、今までまあ、いかぐらいに思っていたんですわ。あまりにもずさんでひどいから、これは法律に基づいてあるということ分かって、ちゃんと訴訟やろうと思っていろいろ準備したら、弁護士が見つけたんです、これは。それで、これは平等じゃなきゃいけないでしょうって。だから、補助金だから、だから私は8万円を5万円にしろって言ったんです、みんな同じように。だけど、5万円は駄目、8万円って言うから、私は8万って言うているんですけど、平等にすればいいんです。だから、これはきちっと、会派の人が会派つくるのは会派でいいですよ。しかし、地方自治法100条で会派または議員って書いてあるんだから、読んでください、そこ。だから、議員に出せばいいんでしょう、そんなのは。そこを平等にするということが大事なんですよ。事務局、何か意識的に、先ほども言いましたが、意識的なこういう議運の資料作すべきじゃないですよ。要求書全部添付して、入れて、その上で系列的にいつまでこうなった、あんなったというやつをちゃんと出すべきでしょう。この法律は平成24年、西暦で何年ですか。平成24年に改正になっているんですよ。知っているんですか、あなた。知らないの。平成24年に変わっているんだ、これ。その他の活動費というのは何を言っているかというのは、議員は平等だから、いろんな活動費、ガソリン代も何も出してもいいよってなったんです、これは。それを会派にいるやつは8万円で、無所属は、一人の議員は5万円って、そういう差別していいということは一言も書いていない、100条の中では。それをちゃんと言いなさい、事務局が。事務局がちゃんと委員長だとか議長に説明して、やっぱりここは58とか59ある中核市は柏市除いて全部なっているから、ここは思い切って平等にしましょうよと。額は8万円を末永さん言っている5万円にするか8万円にするか別にして、そこは早く導入しましょうよと。そして、ちゃんと活動できるようにしましょうよと。そして、なおかつ政務調査費の使用方法については厳密になったわけですよ。物すごく厳しくなったわけ。そこは、ちゃんと守ってもらいましょうよって。皆さん方のやつ私全部見えますけど、今年は見えていないけど、見えていますとずさんなやついっぱいあります、ずさんなやつ、報告書から何から。明らかにしろというのは明らかにしましょう、

全体で。公開はしているけども、ひどいのがいっぱいあります。だから、私はそこから辺も議員を責めているわけじゃないけど、ちゃんとみんな平等にした上で、その上でやっぱり調査報告書だとか、あるいは調査報告書の中身だとか、あるいは領収書だとか書き直ししなきゃいけないとか、自室で書いちゃいけないとか、それ決まりありますよね。守っていない人いっぱいいるじゃないですか、そういうの。どこの領収書を持ってきて、付け加えている人が、明らかに付け加えているというのがいっぱいありますよね。だから、そういうこともちゃんとやっぱりきちっとして、市民に明らかにできるようにしていく。そのことが政務活動費の使い方なんですよ。今政務調査費って言わないんですよ。政務活動費ですか、って言うんですよ。活動費とかみんな平等に活動されて、保障されているんです、平等に。会派多いからって会派のやつだけたくさんもらうというのはそれおかしいでしょう、そんなのは。だから、そこはちゃんと訂正しましょうよと。委員長がじゃ額を会派だけにして、会派だけ残して、先ほど私の理解じゃ1万円にして7万円はじゃ平等にしましょかねというふうに聞こえたんですけど、そういうことじゃなくて、私はちゃんときちんとしてほしいです。そういうことを、山田委員、ちゃんと言ってくださいよ。山田委員は、私同じ期数でいるんだから。私はそういうことをきちっとやっぱり議論して、この議運の中で、議員は何人も、若い人も、無所属が最近多いわけだから、全国的に。だから、議員さんが、みんなが平等にやれるようなことをすべきだと思いますね。以上です。

○委員長 事務局、どうぞ。

○事務局長 申し訳ありません。今回の資料の中に申入れを添付していなかったことにつきましては申し訳ありません、9月20日と9月27日に全てのものを添付していただきましたので、省略させていただきました。申し訳ありませんでした。（「何でそんなこと、勝手なことするんだよ」と呼ぶ者あり）もう既に配付されているという認識でありましたので、そのところは申し訳ありません。

あと、資料については特に意図的に何かをしたというものはありませんので、そこは事務局としては特に操作する意図は全くありません。以上です。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 以前の申入れのはタブレットには入っていますから、もちろんそれをもう一度見るというのはできますけれども、今回みたいな議論のときに改めてみると、前ひっくり返さないといつだったかなって私も、いつそれぞれ申入れ出したかなって、私たちは去年の改選後ですから、それをどこにあるのかというふうなのを探していただくのも大変かなと思うので、出していただければと思います。

それで、私前回中核市の支給の状況というのは、それは出してほしいって言ったつもりなんです。中核市がどういうふうな出し方しているかっていえば、自治体によっては会派（所属議員）が1人の場合を含む、こういうふうに書いてあったりするんです。ですから、資料請求したやつに書かれていたやつは正確じゃないんですね。そこも含めて全部私も中核市を調査しました。そうしたら、一人会派を、1

人でも会派って書いてあるところもあり、または会派（所属議員）1人の場合も含むという形で平等に出しているんです。だから、それが分かるような資料出してくださいって言ったつもりなんですけども、それも出てこないんですね。だから、議員の共通認識として他市の中核市がどうやって差別、差をつけることなく出しているのかということをきちんと私たちは目にする必要があるんじゃないかと思うんですよ。それもしかしたら会派に支給するって書いてあったら、それだけで差つけているのかなって思う議員もいるかもしれないけど、皆さんもしかしたらそれを承知で、一人会派または議員ということを承知で言っているのかもしれないし、会派（無所属議員も含む）ということを承知の上で言っているのかどうか分かりませんが、目にする形で中核市がどうやって平等に出しているのかというのが分かりやすい資料はぜひ作っていただきたいと思います。そういうことを土台にして、ちゃんと議論をしたほうがいいんじゃないでしょうか。お願いいたします。（「じゃ、委員外発言よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○上橋しほと委員外議員 今渡部委員がさきに質問された回答の返答の前に、すみません、私からまず話しさせていただきます。委員外発言させていただきます。

私も平等の原則、政務活動費平等原則をやはり担保すべきであるということを中心とします。私の主張としては、やはり会派活動ですけれども、柏市議会の会派をもって会派と無所属議員の差がついている状況であると、これ政治活動へのモチベーション、情熱、意欲であったり、それこそ選挙のあるときとかに新しく議員になりたいと志す人を抑止してしまう、政治活動、議員活動の思いを減退させてしまう要因にもなり得ると思うところからでございます。よって、会派分、無所属で政務活動費に差をつけるべきではない、議員活動への意欲、市政向上のためにもやはり平等であるべきだと私は思います。これについてもなぜやはり会派の差をつけるべきかということ意見があれば、柏清風さんなり公明党さんだったり、あれば御意見いただきたいのですが、お願いいたします。

○委員長 その件は先ほど会派から説明してもらいましたので、改めては……（「じゃ、末永さんの質問に答える」と呼ぶ者あり）（「委員外発言ですが」と呼ぶ者あり）（「いいですか」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

先ほどの、事務局、お願いします。

○庶務課長 すみません。先ほど渡部委員さんがおっしゃっていた一人会派については、今調査をしている最中でございまして、大変申し訳ございません。まだ全部そろっていない……（「ちょっと、いやいや、何ですか、それって。私だって何時間でできましたよ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。（「本当それ不思議ではない。随分前ですよ、言ったの」と呼ぶ者あり）まだ全部そろっていない状態でございまして、そろい次第お配りしたいと。一人会派云々のところでございまして。（「条例上どう定めているかですよ。だって、こういう議論やるときに何

でそれが出てこないんですか。私それおかしいと思いますよ」と呼ぶ者あり）以上です。（「何回も前に言っている」と呼ぶ者あり）

○委員長 柏清風さん、どうぞ。

○後藤 これは多分お互いの考え方の違いだと思うんです。この考え方の溝を埋める作業というのは、とても大変だと思います。かなり大変。これ折衷案じゃないですけど、例えば議員個人分の金額を今もう少し上げる、会派の活動金額を少し下げるとかというふうな落としどころはいかがですか、考え方として。（「駄目だよ、平等でなきゃ」と呼ぶ者あり）（「委員長、その前に」と呼ぶ者あり）駄目ですか。

（「駄目だね」と呼ぶ者あり）それちゃんと発言してください。（「聞いている。じゃ、言うけど」と呼ぶ者あり）どうぞ。（「委員長、委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長 ちょっと待ってください。どうぞ。

○渡部 議員平等の原則に立つべきだと思うので、例えば会派が7万、個人が1万という案分で、じゃ無所属議員も7万とか、そういうことじゃないんですよ。これは、同じく支給すべきなんです。市民から同じく選ばれた議員なんだから、その活動は同じく保障してしかるべき。会派は集まればそれだけたくさん、もちろんいろいろと柔軟にできると思いますが、議員平等の原則にすべきなので、額の問題じゃないと思います。（「委員長」と呼ぶ者あり）同じ額にすべきです。

○委員長 末永議員、どうぞ。

○末永康文委員外議員 後藤委員に言いますけど、地方自治法に基づいてやるんですよ。だから、地方自治法で平等って書いてあるんです、地方自治法にも。議員は権利、義務が平等じゃなきゃいけないんです、議会というのは。そこで、それだからこそ100条の14項で会派または議員って書いてあるんです、14項で。会派または議員。またはですよ。どっちでもいいですよって。だから、苦肉の策で五十幾つの、60近くある中核市はみんな苦労して、いろんな一人会派認めたり、補助金だからちゃんとやったりしているんです、それは、平等という原則で。地方自治法に基づいてやっているんです。そこを基本にみんな置きましょう、それは。無所属が憎たらしいからとか、誰が駄目だからとかなんとかじゃなくて、私は地方自治法に基づいてちゃんとやるべきだと思います。

それで、先ほど局長が何か言い訳していましたね。それから、藤田君が何か言っていましたね。言っていましたけど、事務局さん、前回の議運で最終日にいつまでできますかって、各中核市の調査、資料がいつまでできますかねといったとき報告しましたよね、中旬まではできると思いますって。私は7月か8月頃要求して、概算のところ資料要求して、資料作ってもらって、もらいました。それ見て驚いた。それで、聞いた、あちこち。聞いたら、平成24年に法改正があったのを知っていますかって言われて、その中でみんな修正したんですよって。それは、総務省からそういう通達来たでしょうって言われたんですよ。総務省に確認しました。それは平等なんですよって。そんな差をつけなさいってなっていないんですよって、それは。そういうことの趣旨なんじゃないんですよって。だけど、やっているところ、まだ

変えていないところありますよねって。だから、地方自治法に基づいて地方の自治体はそういうふうになっているんだから、修正されていくんじゃないですか、これからということだったんです。そこで、私は今回通知もらったんで、始まったんですけど、あなたの資料1ページ、考え方って書いてありますね。調査研究活動の態様が多様化していることから云々からずっと書いてありますね。これは、21年度改正されているけど、平成24年の改正は何もしていないということでしょうか。

それで、会派交付分をなくすことはせず、1万円以下の選択制とするって何意味しているんですかね。この言っていること意味が分からないんですけど、考え方が。ここで考え方じゃなくて、地方自治法に基づいて云々って書けば理解できるんですけど、これ誰の考え方なんでしょう、これは。事務局の考えですか、これは。こういう恣意的な文書を作って出されたって、困りますよ。きちんと地方自治法に基づいて、ここに、地方自治法100条の14項から16項を添付すれば誰もが見て分かるんです、それは。じゃ、会派または議員にしないといけない。柏市は面倒くさいから、議員に報告すればいいとか、あるいは会派1万円にして、一人会派を認めて、じゃ同じように一人会派1万円よと、議員分は7万円と、そういうふうにすればいいわけですよね。それはどこもやっていますよね、どこの中核市は。やっていないところ、政令都市か何か引っ張り出してきて、何か言っていますよね。とか、県議会だとか松戸とか、どこって言いましたか。やっていないって。やっていないことを言えって言っていませんよ。あなたは、中核市のやつ全部資料作りなさいって言われたのにしていないじゃないですか、それは。そういうことを言っているんですよ。きちっと正確に出すべきだって。そして、やっぱり平等にやるべきだということなんです、平等に、それはね。だから、議運でそのことを平等にすること決めれば済むことなんだから、平等にしましょうと。金額は後で決めりゃいいじゃないですか、平等にしましょうってなれば、後で。それで考える会派にするか、一人会派認めるかと考えりゃいいんだから、そんなのは。金額も考えりゃいいんですよ。私は10万円にすべきだって提案した。それは、来年の夏まで考えましょうと言っていますね。そんな先延べをしないで、そんなの予算を取ってくりゃいいんです、議長と委員長が。そんな大した金額じゃないんですから、取ってきて、ちゃんとやればいいことなんです。だから、そういうことを議会がちゃんときちんとしていくことが大切だと私思います。以上です。

○委員長　そろそろ結論に持っていきたいんですけども、山田議員、どうぞ。

○山田　すみません。今名前は挙げないけども、この活動費のことに關しては市政調査費から調査研究費、過去、それからあと政務活動費の展開がずっと生まれてきたわけですけども、一応その中で議員の活動は担保される活動費用として税金を使えるように何とか報酬と別に活動費を認めてもらいたいってずっと決めてきて、そのプロセスの中でその範疇でいろいろ工夫をして、議員の活動に使ったらいいいじゃないかというぎりぎりのところでやってきたわけですけども、今それぞれ無所属議員の中でもやっぱり調査活動を認めてもらいたいと、こういうことの発言があり

ましたけれども、本当に平等で政務活動費を支給しなさいという議論に展開してきたわけですけど、これプロセスの資料が、やっぱり今言っているように、運営規程が変わってきたとか、細則の条例が少し編綴があるとか、こういう資料がまだ、委員長、私のほうでは足りないの、だからもう一回ここは全ての調査項目を議長にお願いして、近隣の状況とか何かというのをもう一回提出していただきますか。

それからあと、委員長のほうでいろいろ決め事で額の問題ではないとか、そういうふういろいろ決めてきていますけれども、あくまでも無所属議員にも政務活動費をちゃんと支給されるべきだと、平等にやれということに関しての、私のほうではその根拠になるようなこともしっかり持ちたいので、ひとつ調査資料とかいろいろ出していただきたいと。これは、お願いしたいと思います。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長　そろそろ話をまとめたいので、短めに……（「まとめるからこそ発言……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。（私語する者あり）手短にお願いします。

○北村和之委員外議員　私無所属で会派組んでいないとき、この10年間組んでいなかったですけど、結構抑制的にやってきて、問題意識ありつつもあまり市民に出さずに、平等にしてほしいというような思いは各議員だったり、たまにはこういう傍聴席から訴えてきました。ただ、これまでは結構抑制的にやってきましたけども、国の裏金問題だったり、政党交付金の話もあります。やっぱり今国民や市民がお金というものに大変注目している状況の中で、さっき上橋しほと議員もその前のいろんな発言の方も、平等というのが一つのキーワードだと思います。そこで、私はまず聞きたい。今の政務活動費の支給、会派、議員にしているこの状況、差がある状況を平等だと思いますか。思っているんでしょうか、清風さん、公明党さんは。まず、そこを聞きたいですね。（私語する者あり）答える必要はないじゃなくて……（「意見をまず、話を全部……僕がしゃべっちゃいけないんだ。ごめん」と呼ぶ者あり）答える必要はないというのは今……（「違う。じゃないですよ。ごめん。しゃべっちゃいけないんで、まず全部言ったほうが、まず全部話したほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）なるほどね。じゃ……（「委員長の裁きが……ごめん。私言っちゃいけないんだ。ごめん」と呼ぶ者あり）後で聞くけど、平等であるか、どうというふうに思っているかどうか、それはさっきも答えていないし、そこに関して。

そして、さっき後藤委員が会派の活動を認めてほしいというふうな話がありました。我々も議員としての、36人の議員それぞれの活動を認めてほしい上に、前提の下に、じゃ我々もそういう活動、会派を認めてほしいというような論理も打ち出すことができると思います。そこで一人会派を認めるかどうかという話になるのは当然の話だし、分けて考えるというようなことじゃなくて、議運なんですから、今までの歴史の中で切り分けて話をしていけば全て解決する話じゃなくて、続いているんですよ。そして、また会派の分をなくして、皆さん平等の額に、仮に10万円

とか8万円とかにしたときに、さっき後藤議員、会派の活動がしづらくなるとおっしゃったけど、会派の活動がどのように、なぜしづらくなるのか、そこがちょっと私は理解が至らないんですけども。（「答えられない」と呼ぶ者あり）（「まとめてください」と呼ぶ者あり）それで、これ本当に全ての会派や、また無所属の議員も含めた、今この問題について協議をしていただいて、時間を取ってしていただいている。本当に大きな分岐点になると思います。逆に言うと、大きな禍根を残すことになると思うし、やり方はいろいろあると思うんです。一番大きな会派の方が改革ということで前に進めていただくやり方もあるでしょうし、それはまさに皆さんで話せばいいこと。立ち戻るにはみんな平等にやっ払いこうと、皆さんの御家族、お子さんとかいろんな方が、自分の近い方が社会から、そして職場でいろんなところで差をつけられて、平等じゃない扱いを受けたときどう思いますか。だから、平等というのがポイントなんです。もし、これ個人的です……

○委員長 手短にお願いします。

○北村和之委員外議員 じゃ、質問はさっきの平等だと思っているかどうかというところと、会派の活動を認めてほしいというところは、私はそれだったら我々も会派としての活動を認めさせるべきだし、会派の活動がしづらくなるというのは理解できないというところをまずお答えください。

○委員長 承りました。

内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 まず、先ほど清風さんのほうから出た平等の原則の根拠というのは、私は地方自治法にあるということであると思っております。

それから、先ほど来私も会派の活動を否定しているのではなくて、これは議員に平等に支給したものを会派でどう取り扱うかは、その会派の御判断になると思います。

そして、先ほど例示された講演会で講師をお呼びしてというお話がございましたけれども、これは例えば会派と無所属の議員、あるいは会派と他の会派、あるいは超党派で政務活動費を融通し合って行うということもできますので、そこは工夫次第で政務活動費の用途というのが決められるものかと思っておりますので、そういう意味では会派の活動を否定するものでありませんが、政務活動費は平等であるべきであるということを主張するところでございます。以上です。

○委員長 それぞれ皆さん意見が分かれています。皆さん当然のことながら自分の意見が最も正しいと思っておられるんですけども、委員長の立場としてはより溝を埋めて、何とか合意できる案がないかということが一番の悩み事でございます。したがって、今、今日ここで何か案が示せるというものではございませんので、今皆さんから伺った御意見等をまとめて、何とかお互いが譲り合える案がないかということについて少しちょっと考えさせていただきたいと思います。本当に自分の意見は正しいんだと皆さん思っておられるんですね。ただし、それはそれぞれの考え方があって、相手の意見を否定するものであってはいけないと思うんです。なので、

自分は自分が正しいと思うかもしれないけども、相手の意見も尊重しなきゃいけない。そういう中で、じゃこの問題をどう解決していくかということを私としては追求していきたいと思いますので、議長と相談しながら何かお互い譲り合えるような案がないかということについてちょっと検討させていただきたいと思います。

議長何かございますか。（「答えていないですよ、私の質問、さっき」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいでしょうか。１点……（「答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 静かにしてください。

○議長 ちょうど議会が終わりました、ちょうど各東葛５市の議長のほうにも訪問する機会もありまして、ここでやはり政務活動費についてしっかりと議論するという課題はまず１つは大変うれしく思うところと、これは私が議員になったときにはたしか通信費とは、全額出ていたものがちょっと検討されながら少しずつ、少しずつ変わって、半額支給になっていったという経緯も記憶しております。それはちょっと置いておきまして、政務活動費についての使い方というところは、やはり各議長さんとも話をしてきまして、大きいところで例えば近隣市の５０万人都市の松戸市だと年間６０万円、月５万円程度というところで、議会改革が進んでいる流山市ですと３万円かな、月。我孫子市だと２万２,５００円、額の違いについては先ほど末永議員とかほかの方もありましたが、様々額があると。同時に会派の議員とそこに所属していない議員との差というところがつけていないというお話もありまして、そういうところを少しどんなふうに出す要綱を決めているんですかなんていう話を例えば議会改革が進んでいる流山に聞いたら、柏市の現状を少しお話ししたら驚いていたことが、柏市って個人の市政報告、政務活動費使えるんですかって逆に言われまして、それは駄目なんですかって聞いたら、流山としては会派の報告は全額できるけども、会派に所属していない議員はそれは一人で活動するので、会派ではない分半額しか出せない決まりになっているんですよというように、これ表面上は会派、議員、特に差を設けていないというお話もあったりする中で、運用についてはしっかりと決めているんだなということを改めて私も知ったところで、こういったところも含めて、今度は先週千葉県の議長会の総会もありまして、その後の意見交換会もありまして、船橋とか市川市、ここは９６万円という柏市と同じ額で出している額だったんですけども、運用方法というのが、これが大きく違うんだなということは感じたところで、今戻ってきてまして、今の議論を聞きまして、先ほど共産党さんからありましたように、確かに会派と所属の議員に設けていないけど、運用方法に差がある可能性は大いにあるし、それをしっかりと精査する必要もあるのではないかなということも改めて聞かせていただきましたので、そういったのも踏まえて委員長と、また事務局のほうとも話ししながら、また皆さんにやっぱり出せる資料というのは出した上で議論する必要があるかと思いますので、山田委員からもありましたように、そういったところではちょっと少しお話しして、何か示せる案がないか検討できればと思います。決して調べていないわけではございませんし、私もできる限り

他市さんの私ができる範囲での情報交換などもしながら、意見交換もしながら考えていきたいと思いますということでございます。以上でございます。（「委員長、いいですか。委員長。委員長、いい。今議長の発言、中立公正で……」と呼ぶ者あり）

○委員長　ちょっともう終わりにしたいので。（「いやいや、ちょっと頂戴。議長は中立公正なんだから、やっぱり議員には平等にあるという基本線に立って、ちゃんと委員長と判断をしていただきたい。それは、額はいろいろあるでしょう。世間の相場があるから。額は別にして、中立公正で、そして平等ということをしちんと基本にしてやっていただきたい」と呼ぶ者あり）（「委員長、これ大事なんで、本当をお願いします。委員長、さっき私3つ質問しましたが、じゃ2つ削っていいです。今の政務活動費の支給状況が平等であるかどうかというのを私は聞きました。それで……」と呼ぶ者あり）今確認をする場所ではないので、委員外の意見を伺っているだけです、私の采配でやらせていただきます。（「でも、こういう場だったら答えられるでしょう。さっきみんな正しいと思っているというふうにおっしゃいましたけど、委員長、私はそんなふうには思っていないんです。まず、平等であるかどうかという現状を確認して、平等であると思っていれば……」と呼ぶ者あり）ちょっと静かにしてもらえますか。（「個人的に話はできない」と呼ぶ者あり）（「そこから平等であるってもし言ったとしたら、そこからじゃどこが平等なんだと。平等というのはルールとかじゃなくて、普遍的な原理なんだ、今まで積み重ねてきた、日本の社会や議会や委員会が。そこをまず答えなさいよ、議員としてでも」と呼ぶ者あり）（「あと個人的にやりましょうか」と呼ぶ者あり）（「それは脅しですかね」と呼ぶ者あり）今議長からお話がありましたように……（「怖いなと思って。ちょっと心臓がドキドキしちゃって怖いなと思って。ちょっと何かドキドキしちゃって」と呼ぶ者あり）（「病院行ったほうがいいよ、どっちにしても」と呼ぶ者あり）委員長としても何かまとめる案ができないかどうかをちょっと今考えておりますので、次回の議会運営委員会の前までに何らかの案が示せればと思います。重ねて申し上げますけども、やはり自分の意見だけを通そうとしてもなかなか結論は出ませんので、お互い譲り合いながらここまではしようがないか、我慢できるかというところをぜひ譲り合っていて、何らかの結論を出したいと思います。もしこれがそのまま自分の意見を主張したままで終わると現在のままが変わらないということになってしまいますので、それがやはり最も好ましくないことだというふうに委員長としては思いますので、次の議会運営委員会が12月議会の1週間ほど前でございますので、その1週間か2週間前ぐらいに何らかの案が出せるようにちょっと努力していきますので、そのように進めていきたいと思います。

また、先ほど確認させていただきましたが、額全体を上げる件についてはちょっと今年度は厳しいなとは私は思っていますので、御了承をお願いします。

また、遡ってということにつきましては、この方法がある程度目に見えてきた段階で遡れる案なのかどうかというのをちょっと検討していきたいというふうに思っ

ていますので、それも御了承願います。

では、次回以降の議会運営委員会で改めて議題といたします。

今回は、11月22日金曜日午前11時から開く予定です。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 零時 12 分閉会